

検査書類限定型工事要領

1. 目的

「検査書類限定型工事」は、検査時（完成以外の検査を含む）に必要な書類を限定し、受発注者双方の検査事務の効率化を図るものである。

2. 実施方法等

- ・対象工事は、土木工事（建築、営繕を除く）とする。
- ・但し、「低入札価格調査対象工事」及び「文書等により、改善指示等が発出された工事」については、これらに該当した時点で対象工事から除外する。

3. 検査の方法

- ・検査監は、検査時に下記の 10 種類に限定して書類検査を行う。
- ・検査監は、監督員等に対する聞き取りなどにより、成績評定を行う。

【10 種の検査書類】

① 契約関係書類等 ^{※1}	⑥ 品質管理図、表
② 施工計画書	⑦ 使用材料及び品質証明関係資料
③ 施工体制台帳、体系図	⑧ 残土及び産廃の処分地、処分量 ^{※2}
④ 段階確認書	⑨ 安全教育訓練実施資料
⑤ 出来形管理図、表	⑩ 工事写真

※1 契約関係書類等とは、契約書（金抜き設計書、図面、仕様書）、工事数量総括表及び変更契約関係書類（指示、協議・承諾、報告書）をいう。

※2 「処分地」は、運搬経路図や有料処分場の許可書の確認、「処分量」は、体積計算書、ダンプの運搬伝票又は有料処分場の伝票で確認する。

4. 書類の作成・提出・確認

受注者は、「土木工事書類作成提出要領（静岡県）」等に基づいて書類を作成・提出し、発注者は、当該書類（検査対象の 10 種類を含む）を確認する。

5. 適用

- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に検査を行う工事